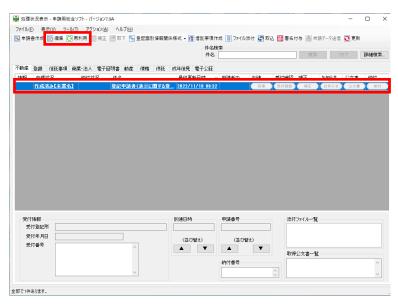
## 様式の最新化について

旧様式で申請書様式を準備していた場合、申請用総合ソフトのバージョンアップ後に、以下の 手順で「編集」又は「再利用」を行うことで、新様式に変換することができます。

(1) 「処理状況表示」画面を表示します。

旧様式で準備していた申請書 を選択し、「編集」又は「再利用」 をクリックします。

- ※ 「編集」は、選択した申請書 に上書き保存されます。「再利 用」は選択した申請書とは別 に、新たに申請書が作成され ます。
- (2) 「様式の最新化」画面が表示されるので、「OK」ボタンをクリックして最新バージョンの申請書の様式に変換します。
- (3) 「申請書作成・編集」画面が表示されますので、必要に応じて内容を変更し、「完了」をクリックします。







(4) 対象となる様式は、以下のとおりです。

## [不動産登記手続]

- ・ 登記申請書(表示に関する登記)
- ・ 登記申請書(表示に関する登記)調査士報告方式
- ・ 登記申請書(権利に関する登記)
- 信託目録記録申請書
- ・ 登記嘱託書(表示に関する登記)
- ・ 登記嘱託書(表示に関する登記)調査士報告方式
- ・ 登記嘱託書(権利に関する登記)
- 信託目録記録嘱託書

## [商業・法人登記手続]

- ・ 登記申請書(法人等用):会社以外の法人, 特定目的会社等
- 登記申請書(個人商人用):商号,支配人,未成年,後見人
- 登記嘱託書(会社用):株式会社,特例有限会社,合名会社,合資会社,合同会社,外国会社
- ・ 登記嘱託書(法人等用):会社以外の法人, 特定目的会社等
- 登記嘱託書(個人商人用):商号,支配人,未成年,後見人